

X 農畜産物流通の部

解 説

この部には、「青果物卸売市場調査」及び「畜産物流通調査」結果から、青果物卸売市場に関する統計、食肉の流通に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査対象

調査対象は、次の(ア)から(イ)までのいずれかの都市に所在し、各条件を満たす青果物卸売会社及び(エ)のJA全農青果センターとした。

(ア) 中央卸売市場が開設されている都市

中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社

ただし、東京都及び大阪府については、都府内にある市内青果市場（中央卸売市場以外の卸売市場）に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に市内青果の年間取扱数量合計の80%をカバーするまでの青果物卸売会社も対象とした。

(イ) 県庁が所在する都市（(ア)を除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80%をカバーするまでの青果物卸売会社

(ロ) 人口20万人以上で、かつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万トン以上の都市（(ア)及び(イ)を除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80%をカバーするまでの青果物卸売会社

(エ) JA全農青果センター

全国農業協同組合連合会の全てのJA全農青果センター

イ 調査期間

毎年1月から12月までの1年間（月別）

ウ 調査方法

次のいずれかの方法により実施した。

(ア) 農林水産省から報告者に対して、オンラインにより調査票を配布・回収する自計調査の方法

(イ) 農林水産省から報告者に対して、調査票の内容を収録した電磁的記録媒体を郵送により配布・回収する自計調査の方法

(ロ) 農林水産省の職員が、報告者に対して聞き取り又は報告者の関係諸帳簿を閲覧する他計調査の方法

(2) 畜産物流通調査

ア 調査対象

(ア) と畜場統計調査

と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づく政令で定める市の知事又は市長の許可を受けて設置された全てのと畜場

なお、都道府県等のうち、調査対象と畜場のと畜頭数の把握及び調査への協力が可能な場合は、都道府県等

(イ) 食肉卸売市場調査

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に用いられる25市場に所在する全ての食肉卸売会社

イ 調査期間

毎年1月から12月までの1年間（毎月）

ウ 調査方法

(ア) と畜場統計調査

調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン（電子メール又は政府統計共同利用システム）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送、FAX又は市場調査オンラインシステムにより提供を受ける他計調査により実施した。

また、調査対象者が、面接聞き取りによる調査を希望した場合は、調査員による面接聞き取りによる他計調査により実施した。

(イ) 食肉卸売市場調査

調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン（電子メール）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送、FAX又は市場調査オンラインシステムにより提供を受ける他計調査により実施した。

2 定 義

と 畜 場	と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、食肉に供する目的で獣畜をと畜又は解体するために設置された施設をいう。 なお、食肉卸売市場及び産地食肉センターに併設されているものを含む。
と 畜 頭 数	と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。従って、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外する。 なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数える。
枝 肉 生 産 量	肉畜の枝肉総重量のこと。都道府県別枝肉生産量は、都道府県別と畜頭数に食肉卸売市場調査結果等から算出した1頭当たり枝肉重量を乗じて推計した。